

四半期報告書

(第44期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

NRI

株式会社 野村総合研究所

(E05062)

第44期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

四 半 期 報 告 書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

EDINETによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルおよびXBRLファイル（財務諸表本表部分）として作成することとされています。当社では、HTMLファイル、XBRLファイルについては専用の編集ツールを使用してデータを作成し、提出後に金融庁が、スタイルシートを適用して生成したHTMLファイルを縦覧に供しています。

本書は、HTMLファイルを原版として印刷されたものです。

第44期第3四半期 四半期報告書

頁

【表紙】

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【関係会社の状況】	2
4【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【生産、受注及び販売の状況】	3
2【経営上の重要な契約等】	5
3【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3【設備の状況】	7
第4【提出会社の状況】	8
1【株式等の状況】	8
(1)【株式の総数等】	8
(2)【新株予約権等の状況】	9
(3)【ライツプランの内容】	23
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】	23
(5)【大株主の状況】	23
(6)【議決権の状況】	24
2【株価の推移】	25
3【役員の状況】	25
第5【経理の状況】	26
1【四半期連結財務諸表】	27
(1)【四半期連結貸借対照表】	27
(2)【四半期連結損益計算書】	29
(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	31
2【その他】	41
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	42

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【四半期会計期間】	第44期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 藤沼 彰久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】	03（5533）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 宏之
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	045（333）8100（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 宏之
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 木場総合センター （東京都江東区木場一丁目5番15号） 株式会社野村総合研究所 大阪総合センター （大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） （注）木場総合センターは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を図るために備置するものです。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 当第3四半期 連結累計期間	第44期 当第3四半期 連結会計期間	第43期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	251,208	85,923	342,289
経常利益（百万円）	39,152	14,079	55,517
四半期（当期）純利益（百万円）	21,651	7,419	28,157
純資産額（百万円）	—	203,914	207,363
総資産額（百万円）	—	345,882	362,447
1株当たり純資産額（円）	—	1,044.32	1,038.68
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	110.75	38.14	138.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	104.36	35.93	130.70
自己資本比率（%）	—	58.7	57.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	31,360	—	31,806
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△25,361	—	△47,925
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△22,328	—	△23,537
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	58,843	75,524
従業員数（人）	—	6,114	5,711

（注） 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期において、当社グループ（当社および連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、平成20年12月12日開催の取締役会において、当社子会社であるエヌ・アール・アイ・ラーニングネットワーク㈱の全株式をキヤノンマーケティングジャパン㈱に、㈱インステクノの全株式を㈱東邦システムサイエンスに、それぞれ平成21年4月1日を期日として譲渡する件を決議し、基本合意書を締結しました。また、当社子会社であるエヌ・アール・アイ・ネットワークコミュニケーションズ㈱とエヌ・アール・アイ・ウェブランディア㈱は、平成20年12月12日開催の各取締役会において、平成21年4月1日を期日として合併することを決議しました。

3【関係会社の状況】

当第3四半期において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	6,114 [1,898]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社グループ（当社および連結子会社）からグループ外への出向者102人は含まれていません。

2. [] 内に派遣社員の当第3四半期の期中平均人員数を外書きで記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	5,033 [1,554]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者535人は含まれていません。

2. [] 内に派遣社員の当第3四半期の期中平均人員数を外書きで記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

当第3四半期における事業の種類別セグメントごとの生産実績は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
コンサルティングサービス	4,538
ITソリューションサービス	55,527
開発・製品販売	30,445
運用サービス	25,081
合計	60,066

- (注) 1. 金額は製造原価によっています。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

② 外注実績

当第3四半期における事業の種類別セグメントごとの外注実績および生産実績に占める割合は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	割合（%）
コンサルティングサービス	1,429	31.5
ITソリューションサービス	29,645	53.4
開発・製品販売	21,320	70.0
運用サービス	8,325	33.2
合計	31,075	51.7

- (注) 1. 上記の金額のうち、中国企業への外注実績および外注実績合計に対する割合は次のとおりです。

	金額（百万円）	割合（%）
中国企業への外注実績	3,729	12.0

2. 金額は製造原価によっています。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当第3四半期における事業の種類別セグメントごとの受注状況は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
コンサルティングサービス	6,785	5,290
ITソリューションサービス	40,082	62,984
開発・製品販売	32,292	27,324
運用サービス	4,762	35,659
商品販売	3,026	—
合計	46,867	68,274

- (注) 1. 金額は販売価格によっています。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
3. 継続的な役務提供をおこない利用度数等に応じて料金をいただくサービスについては、各年度末時点で翌年度の売上見込額を受注額に計上しています。

(3) 販売実績

当第3四半期における事業の種類別セグメントごとの販売実績は、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
コンサルティングサービス	8,104
ITソリューションサービス	77,819
開発・製品販売	37,591
運用サービス	37,208
商品販売	3,019
合計	85,923

(注) 1. 主な相手先別の販売実績および販売実績合計に対する割合は次のとおりです。

相手先	金額（百万円）	割合（%）
野村ホールディングス㈱	23,237	27.0
㈱セブン&アイ・ホールディングス	9,711	11.3

原則として、相手先の子会社向けの販売実績を含めています。

- リース会社等を経由した販売については、最終的にサービス等の提供を受けた顧客向けの販売実績を含めています。
- 金額はセグメント間の内部売上高又は振替高を除いた外部顧客に対する売上高によっています。
- 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

業種別売上高と売上高構成比率は次のとおりです。

	金額（百万円）	構成比（%）
金融サービス業	59,437	69.2
流通業	10,887	12.7
その他産業等	15,598	18.2
合計	85,923	100.0

(注) 1. リース会社等を経由した販売については、最終的にサービス等の提供を受けた顧客向けの販売実績を含めています。

- 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1) 業績の状況」および「(3) キャッシュ・フローの状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けていません。

(1) 業績の状況

当第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）は、欧米金融危機の影響による世界経済の減速が明確になるなか、企業収益や生産の大幅な減少、設備投資や輸出の減少などがみられ、景気は悪化しました。また、情報サービス産業では、証券業などで情報システム投資意欲の後退が鮮明になりました。

このような環境のもと、当社グループ（当社および連結子会社）は、保険業やその他産業顧客向けに人的リソースをシフトしたほか、外部委託費の見直しと経費の削減といったコスト構造改革に注力するなど、変化する事業環境に応じた施策を進めました。そのほか、プロジェクト管理の強化やシステム障害削減活動による生産性向上、アジア事業の強化にも取り組みました。

こうした活動もあり、当第3四半期の当社グループの売上高は85,923百万円（前年同期比1.5%増）と前年同期比横ばいの水準を確保することができました。システム運用における外部委託費の削減により売上原価の増加を抑制したほか、間接業務にかかる事務委託費をはじめ販売費及び一般管理費を削減し、営業利益は13,603百万円（同15.8%増）、経常利益は14,079百万円（同15.0%増）となりました。四半期純利益は、保有株式の時価下落による特別損失の影響もあり、7,419百万円（同4.1%増）にとどまりました。

<セグメント情報>

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

コンサルティングサービス

金融サービス業やその他産業向けでシステムコンサルティング案件は増加しましたが、急激な景気悪化により経営コンサルティング案件が減少し、売上高（外部売上高）は8,104百万円（前年同期比5.8%増）、営業利益は829百万円（同20.0%減）となりました。

ITソリューションサービス

サービス別の売上高動向をみると、開発・製品販売は証券業向け案件が落ち込みましたが、保険業向け案件が増加し、37,591百万円（前年同期比0.8%増）と前年同期比横ばいの水準を確保しました。運用サービスは、金融サービス業向け共同利用型サービスが好調であったこと、流通業向けアウトソーシングサービスが堅調であったことから、37,208百万円（同6.4%増）となりました。商品販売は、機器導入をとまなうシステム開発案件が減少し、3,019百万円（同36.5%減）となりました。

コスト面では、システム運用業務の効率化により外部委託費が減少したほか、研究開発費やシステム監査費用などの販売費及び一般管理費が減少しました。

この結果、売上高（外部売上高）は77,819百万円（同1.0%増）、営業利益は12,773百万円（同19.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期末（平成20年12月31日）は、流動資産149,403百万円（前年度末比21.7%減）、固定資産196,479百万円（同14.5%増）、流動負債62,812百万円（同16.0%減）、固定負債79,155百万円（同1.4%減）、純資産203,914百万円（同1.7%減）となり、総資産は345,882百万円（同4.6%減）となりました。

主な増減内容は、以下のとおりです。

未収収益が増加しましたが、売掛金が減少したため、売上債権は減少しました。法人税や賞与の支払いにとまなう未払法人税等と賞与引当金が減少しました。そのほか、仕入債務や前年度の設備投資にかかる未払金が減少しました。

資金運用債券投資の一部について中期の運用を開始したことにより、有価証券は減少し投資有価証券が増加しました。保有株式の時価下落によりその他有価証券評価差額金が減少し、円高の進行により為替換算調整勘定が減少しました。

当第1四半期に、資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として自己株式を取得しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期における営業活動によるキャッシュ・フローは10,100百万円（前年同期は△11,600百万円）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益13,133百万円（前年同期比3.9%増）、減価償却費5,555百万円（同29.7%増）、売上債権・仕入債務の増減額3,261百万円（前年同期は△14,032百万円）および法人税等の支払額△11,029百万円（前年同期比0.8%減）によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは6,465百万円（同41.3%増）の支出となりました。これは、主にデータセンターの機械装置をはじめとした有形固定資産の取得および共同利用型システムの開発にかかる無形固定資産の取得によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払いにより5,143百万円（同13.6%増）の支出となりました。以上の結果、当第3四半期末の現金及び現金同等物は、58,843百万円（同34.1%減）となりました。

第3四半期 要約連結キャッシュ・フロー計算書

区分	前年度	当年度	前年同期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,600	10,100	—
うち、税金等調整前四半期純利益	12,637	13,133	3.9
減価償却費	4,283	5,555	29.7
売上債権・仕入債務の増減額	△14,032	3,261	—
法人税等の支払額	△11,122	△11,029	△0.8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,576	△6,465	41.3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,527	△5,143	13.6
現金及び現金同等物に係る換算差額	△38	△400	946.2
現金及び現金同等物の増減額	△20,742	△1,909	△90.8
現金及び現金同等物の期首残高	110,062	60,753	△44.8
現金及び現金同等物の四半期末残高	89,319	58,843	△34.1

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期において重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期における研究開発費は1,112百万円です。研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期において、主要な設備に重要な変更はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期において、設備の新設、除却等の計画に重要な変更はありません。

なお、平成21年1月29日開催の取締役会において、当年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の設備投資計画を次のとおり変更することを決定しました。

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	主な内容・目的
コンサルティング サービス	ハードウェア	100	パソコン等
ITソリューション サービス	ソフトウェア	20,000	顧客サービス提供目的の自社利用ソフトウェア および販売目的ソフトウェアの開発等
	ハードウェア	10,400	システム開発用機器、コンピュータシステムお よびネットワークの運用サービス提供用機器等
全社（共通）	オフィス設備等	1,500	不動産設備の取得およびパソコン等
合計		32,000	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 投資予定金額については、自己資金を充当する予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年1月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	225,000,000	225,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
計	225,000,000	225,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

イ. 新株予約権

①第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,284
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,284 資本組入額 1,142
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他正当な理由があると認められる場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ② 当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使請求日の直前5連続取引日において、1株当たり2,600円以上であることを要する。 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) ※：当社が株式交換または株式移転をおこなう場合、完全親会社に新株予約権にかかる義務を承継させることができる。完全親会社に承継される新株予約権の内容の決定方針は次のとおりとする。

- ①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。
- ②新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した数とする。
- ③新株予約権の行使時の払込金額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した額とする。
- ④新株予約権を行使することができる期間、その他の行使の条件、消却事由および消却条件ならびに譲渡制限
承継前の新株予約権の当該事項の内容と同等のものとする。ただし、合理的な理由がある場合、取締役会決議に基づきこれを変更することができる。

②第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	449
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	224,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,319
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,319 資本組入額 1,160
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社国内子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にあることを要する。ただし、死亡、任期満了その他行使が許容される場合として取締役会が認めた場合には、新株予約権者またはその相続人は一定期間に限り権利を行使することができる。 ② 当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、権利行使期間内の5連続取引日において、1株当たり2,600円以上となるまでは行使することができない。 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) ※：当社が株式交換または株式移転をおこなう場合、完全親会社に新株予約権にかかる義務を承継させることができる。完全親会社に承継される新株予約権の内容の決定方針は次のとおりとする。

- ①新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。
- ②新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使時の払込金額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整した額とする。ただし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間
承継前の新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権のその他の行使の条件ならびに消却事由および消却条件
承継前の新株予約権の当該事項に準じて決定する。ただし、合理的な理由がある場合には取締役会決議に基づきこれを変更、削除、または追加をすることができる。
- ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

③第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,282
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,147 資本組入額 2,074
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ② 割当日以降に、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が、5連続取引日において、1株当たり3,700円以上となるまでは権利を行使することができない。 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、残存新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額に準じて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件および取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

④第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	75
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	422,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,680
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,710 資本組入額 2,355
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ② 割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日において、1株当たり4,100円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに応じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に応じて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

⑤第9回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	340
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	25
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ② その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

⑥第10回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	417,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,650
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,281 資本組入額 1,641
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ② 割当日以降に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5連続取引日(終値のない日を除く)において、1株当たり3,000円以上となるまでは、権利を行使することができない。 ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに応じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ残存新株予約権の行使価額に応じて決定された金額に、③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という）の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
- ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
残存新株予約権の定めと同じとする。

⑦第11回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	955
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,573 資本組入額 1,287
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員またはこれらに準じる地位にある限り、または地位喪失後一定期間に限り、新株予約権者もしくはその相続人は権利を行使することができる。 ② その他の権利行使の条件については、取締役会において定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※

(注) 1. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しています。

2. ※：当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使時の1株当たりの払込金額を1円とし、これに③に定める新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という)の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

残存新株予約権の定めと同じとする。

ロ. 新株予約権付社債

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	49,997
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	※1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,000,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月4日 至 平成26年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	※2
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権または社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各新株予約権の行使に際しては、当該各新株予約権にかかる社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額(金100万円)と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,997

(注) 1. ※1: 新株予約権の行使請求により当社が交付する株式の数は、行使請求にかかる社債の金額の合計額を、転換価額4,224円で除した数(以下「交付株式数」という)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

2. ※2: 発行価格は、新株予約権の行使請求にかかる社債の金額の合計額を、交付株式数で除した金額とする。
資本組入額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. ※3: 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下総称して「組織再編行為」という)をする場合(ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る)は、新株予約権付社債の繰上償還をおこなう場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という)の新株予約権(以下「承継新株予約権」という)を以下の条件にて交付する。この場合において、組織再編行為の効力発生日において、残存新株予約権は消滅し、新株予約権付社債についての社債にかかる債務は再編対象会社に承継され、残存新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、新株予約権付社債の社債要項の新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割をおこなう場合は、再編対象会社が残存新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、再編対象会社が新株予約権付社債についての社債にかかる債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。

①承継新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

②承継新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求にかかる承継された社債の金額の合計額を④に定める転換価額で除した数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
- ④承継新株予約権の転換価額
承継新株予約権の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に残存新株予約権を行使した場合に新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、残存新株予約権の定めに準じた調整をおこなう。
- ⑤承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、承継された各社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各新株予約権付社債の払込金額と同額とする。
- ⑥承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から残存新株予約権の当該期間の満了日までとする。
- ⑦承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
残存新株予約権の定めと同じとする。
- ⑧その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- ⑨承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	225,000	—	18,600	—	14,800

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）において、オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッドおよびその共同保有者であるオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッドから平成20年12月5日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成20年11月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
オービス・インベストメント・マネジ メント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテ ッド	バミューダ HM11 ハミルトン、 バミューディアナ・ロード 34	6,828	3.03
オービス・インベストメント・マネジメ ント・リミテッド	バミューダ HM11 ハミルトン、 バミューディアナ・ロード 34	9,031	4.01
計		15,860	7.05

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期末（平成20年12月31日）の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 30,496,400	—	「（1）株式の総数等②発行済株式」に記載のとおり
完全議決権株式（その他）	普通株式 194,496,900	1,944,930	同上
単元未満株式	普通株式 6,700	—	同上
発行済株式総数	225,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,944,930	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の株式数には、(株)証券保管振替機構名義の株式3,900株が含まれています。なお、当該株式は議決権の数から除いています。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	30,496,400	—	30,496,400	13.55
計	—	30,496,400	—	30,496,400	13.55

（注）1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっていますが実質的に所有していない株式が2,500株（議決権の数25個）あります。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄に含まれています。

2. 当第3四半期末（平成20年12月31日）の自己株式は、30,480,900株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合13.55%）となっています。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,825	2,660	2,740	2,740	2,515	2,535	2,225	1,994	1,874
最低(円)	2,215	2,270	2,335	2,255	2,230	1,898	1,310	1,555	1,593

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

3【役員の状況】

前年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりです。

(役職の異動)

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員 証券関連システム(金融フロンティア、証券システム、証券システムサービス)担当	取締役 専務執行役員 証券関連システム(金融ITイノベーション、証券システム、証券システムサービス)担当、証券システム事業本部長	沢田 ミツル	平成20年11月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）にかかる四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人に名称変更しました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,741	17,709
売掛金	33,847	61,164
開発等未収収益	39,716	18,258
有価証券	48,659	84,987
商品	943	125
仕掛品	432	34
前払費用	2,444	1,429
繰延税金資産	6,859	6,837
その他	835	445
貸倒引当金	△78	△82
流動資産合計	149,403	190,910
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	58,003	56,527
減価償却累計額	△28,921	△26,599
建物及び構築物(純額)	29,081	29,928
機械及び装置	27,635	24,390
減価償却累計額	△18,683	△16,162
機械及び装置(純額)	8,952	8,228
工具、器具及び備品	24,584	24,119
減価償却累計額	△16,426	△15,315
工具、器具及び備品(純額)	8,158	8,803
土地	11,292	11,292
リース資産	1,674	—
減価償却累計額	△1,491	—
リース資産(純額)	183	—
有形固定資産合計	57,667	58,253
無形固定資産		
ソフトウェア	25,889	23,098
ソフトウェア仮勘定	12,120	6,545
その他	568	613
無形固定資産合計	38,578	30,257
投資その他の資産		
投資有価証券	62,390	46,682
関係会社株式	1,997	2,025
長期貸付金	7,454	7,372
従業員に対する長期貸付金	190	217
リース投資資産	883	—
差入保証金	10,816	11,113
繰延税金資産	14,118	13,115
その他	* 2,496	* 2,499
貸倒引当金	△115	△0
投資その他の資産合計	100,233	83,026
固定資産合計	196,479	171,537
資産合計	345,882	362,447

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,809	33,430
リース債務	752	—
未払金	3,186	6,891
未払費用	5,624	5,057
未払法人税等	5,981	12,526
未払消費税等	1,930	795
前受金	5,059	3,525
賞与引当金	6,066	11,570
その他	2,401	980
流動負債合計	62,812	74,779
固定負債		
新株予約権付社債	49,997	49,997
リース債務	532	—
長期未払金	2,945	4,512
繰延税金負債	4	4
退職給付引当金	25,676	25,790
固定負債合計	79,155	80,305
負債合計	141,968	155,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,600	18,600
資本剰余金	14,965	14,884
利益剰余金	237,199	225,780
自己株式	△72,771	△61,161
株主資本合計	197,994	198,103
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,011	9,649
為替換算調整勘定	△2,864	△997
評価・換算差額等合計	5,146	8,652
新株予約権	773	608
純資産合計	203,914	207,363
負債純資産合計	345,882	362,447

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

売上高	251,208
売上原価	175,894
売上総利益	75,314
販売費及び一般管理費	* 37,991
営業利益	37,322
営業外収益	
受取利息	796
受取配当金	1,029
投資事業組合運用益	15
持分法による投資利益	166
その他	39
営業外収益合計	2,048
営業外費用	
支払利息	10
投資事業組合運用損	81
その他	126
営業外費用合計	218
経常利益	39,152
特別損失	
投資有価証券評価損	395
関係会社株式評価損	642
リース会計基準の適用に伴う影響額	351
特別損失合計	1,390
税金等調整前四半期純利益	37,761
法人税、住民税及び事業税	16,109
法人税等合計	16,109
四半期純利益	21,651

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	85,923
売上原価	59,592
売上総利益	26,331
販売費及び一般管理費	* 12,727
営業利益	13,603
営業外収益	
受取利息	252
受取配当金	166
投資事業組合運用益	10
持分法による投資利益	102
その他	7
営業外収益合計	539
営業外費用	
支払利息	3
投資事業組合運用損	24
その他	36
営業外費用合計	63
経常利益	14,079
特別損失	
投資有価証券評価損	303
関係会社株式評価損	642
特別損失合計	945
税金等調整前四半期純利益	13,133
法人税、住民税及び事業税	5,713
法人税等合計	5,713
四半期純利益	7,419

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	37,761
減価償却費	15,082
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	111
受取利息及び受取配当金	△1,826
支払利息	10
投資事業組合運用損益 (△は益)	65
持分法による投資損益 (△は益)	△166
リース会計基準の適用に伴う影響額	351
投資有価証券評価損益 (△は益)	395
関係会社株式評価損	642
売上債権の増減額 (△は増加)	7,308
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,216
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,173
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,134
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,504
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△114
差入保証金の増減額 (△は増加)	291
その他	616
小計	51,769
利息及び配当金の受取額	1,730
利息の支払額	△10
法人税等の支払額	△22,128
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,360
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△3,890
定期預金の払戻による収入	4,094
有価証券の取得による支出	△7,972
有価証券の売却及び償還による収入	28,000
有形固定資産の取得による支出	△11,144
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△15,050
無形固定資産の売却による収入	0
投資有価証券の取得による支出	△18,956
投資有価証券の売却及び償還による収入	148
関係会社株式の取得による支出	△614
従業員に対する長期貸付けによる支出	△12
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	37
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,361

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△310
自己株式の処分による収入	73
自己株式の取得による支出	△11,870
配当金の支払額	△10,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,328
現金及び現金同等物に係る換算差額	△352
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,681
現金及び現金同等物の期首残高	75,524
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 58,843

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 持分法の適用に関する事項の変更	第1四半期連結会計期間において設立されたエムシー・エヌアールアイグローバルソリューションズ㈱を、持分法適用の範囲に含めています。
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法によっていましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことにともない、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。これによる当第3四半期連結累計期間への影響は軽微です。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しています。これによる当第3四半期連結累計期間への影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度にかかる四半期連結財務諸表から適用することができることになったことにともない、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引にかかる会計処理によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産の減価償却の方法については、定率法を採用しています。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益が144百万円、経常利益が134百万円増加し、税金等調整前四半期純利益が217百万円減少しています。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 投資その他の資産のその他 ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額65百万円を相殺のうえ表示しています。	※ 投資その他の資産のその他 ゴルフ会員権の預託保証金に対する貸倒引当金相当額65百万円を相殺のうえ表示しています。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額	
貸倒引当金繰入額	111百万円
役員報酬	941百万円
給与手当	13,030百万円
賞与引当金繰入額	1,926百万円
退職給付費用	1,275百万円
福利厚生費	2,366百万円
教育研修費	1,050百万円
不動産賃借料	3,299百万円
事務委託費	6,076百万円
旅費交通費	1,113百万円
器具備品費	827百万円
減価償却費	708百万円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額	
貸倒引当金繰入額	8百万円
広告宣伝費	348百万円
役員報酬	333百万円
給与手当	6,635百万円
賞与引当金繰入額	△1,590百万円
退職給付費用	397百万円
福利厚生費	854百万円
教育研修費	320百万円
不動産賃借料	1,103百万円
事務委託費	1,937百万円
旅費交通費	385百万円
器具備品費	227百万円
減価償却費	261百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※	現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
	現金及び預金勘定 15,741百万円
	有価証券勘定 48,659百万円
	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 5,558百万円
	現金及び現金同等物 <u>58,843百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日) および当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 225,000千株

2. 自己株式の種類および株式数

普通株式 30,480千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 773百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	5,175百万円	26円	平成20年3月31日	平成20年6月2日	利益剰余金
平成20年10月24日 取締役会	普通株式	5,057百万円	26円	平成20年9月30日	平成20年11月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年5月13日の取締役会決議に基づき、平成20年5月14日から平成20年6月13日までの間に自己株式を4,645,700株 (発行済株式総数に占める割合2.1%)、11,869百万円取得しました。当第3四半期連結会計期間末の自己株式の残高は72,771百万円となっています。

剰余金の配当については、上記「4. 配当に関する事項」に記載しています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)				
	コンサルティングサービス (百万円)	I Tソリューションサービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	8,104	77,819	85,923	—	85,923
2. セグメント間の内部売上高又は振替高	104	204	309	(309)	—
計	8,208	78,023	86,232	(309)	85,923
営業費用	7,378	65,250	72,628	(309)	72,319
営業利益	829	12,773	13,603	(0)	13,603

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)				
	コンサルティングサービス (百万円)	I Tソリューションサービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
1. 外部顧客に対する売上高	24,810	226,397	251,208	—	251,208
2. セグメント間の内部売上高又は振替高	340	662	1,002	(1,002)	—
計	25,150	227,060	252,211	(1,002)	251,208
営業費用	21,823	193,065	214,888	(1,002)	213,886
営業利益	3,327	33,994	37,322	(0)	37,322

(注) 1. 事業区分の方法および各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のサービスに区分しています。

コンサルティングサービス……………リサーチ、経営コンサルティング、システムコンサルティング 等

I Tソリューションサービス……………システム開発・パッケージソフトの製品販売、
アウトソーシング・ビューロー・情報提供サービス、
システム機器等の商品販売 等

2. 会計処理の方法の変更

リース取引に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当社および連結子会社において、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を、第1四半期連結会計期間より適用しています。

これにより、当第3四半期連結累計期間のI Tソリューションサービスの営業利益が144百万円増加しています。コンサルティングサービスへの影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日） および当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

国内セグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計額の90%超であるため、記載を省略しています。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日） および当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しています。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	14,067	27,933	13,866
(2) 債券	21,021	20,839	△182
① 国債・地方債等	2,000	2,001	1
② 社債	19,021	18,837	△183
(3) その他	816	708	△108
計	35,905	49,480	13,574

- (注) 1. その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理をおこなった金額は1,025百万円であり、取得原価には減損処理後の金額を記載しています。なお、時価のある株式については、原則として第3四半期連結決算日の時価が取得価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理をおこなうこととしています。
2. 投資事業有限責任組合等に対する出資持分については、構成資産を時価評価したうえで、(3) その他に含めて表示しています。

前連結会計年度末（平成20年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	13,294	29,638	16,343
(2) 債券	12,991	12,938	△53
① 国債・地方債等	7,991	7,992	0
② 社債	5,000	4,946	△53
(3) その他	1,047	1,038	△8
計	27,333	43,615	16,281

- (注) 1. その他有価証券で時価のあるもののうち、減損処理をおこなった金額は589百万円であり、取得原価には減損処理後の金額を記載しています。なお、時価のある株式については、原則として連結決算日の時価が取得価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理をおこなうこととしています。
2. 投資事業有限責任組合等に対する出資持分については、構成資産を時価評価したうえで、(3) その他に含めて表示しています。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる当第3四半期連結会計期間における費用計上額および科目名

売上原価 70百万円

販売費及び一般管理費 75百万円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,044.32円	1株当たり純資産額 1,038.68円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	203,914百万円	207,363百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	773百万円	608百万円
(うち新株予約権)	(773百万円)	(608百万円)
普通株式にかかる四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	203,140百万円	206,755百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	194,519千株	199,055千株

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 110.75円	1株当たり四半期純利益金額 38.14円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 104.36円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 35.93円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	21,651百万円	7,419百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円	－百万円
普通株式にかかる四半期純利益	21,651百万円	7,419百万円
普通株式の期中平均株式数	195,509千株	194,513千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	－百万円	－百万円
普通株式増加数	11,967千株	11,968千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>(1) 平成16年6月24日発行の新株予約権</p> <p>①新株予約権の目的となる株式の数 39,000株</p> <p>②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,284円</p> <p>③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,208.00円</p> <p>(2) 平成17年7月1日発行の新株予約権</p> <p>①新株予約権の目的となる株式の数 224,500株</p> <p>②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,319円</p> <p>③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,208.00円</p> <p>(3) 平成18年9月11日発行の新株予約権</p> <p>①新株予約権の目的となる株式の数 392,500株</p> <p>②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,282円</p> <p>③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 2,208.00円</p>	<p>(1) 平成16年6月24日発行の新株予約権</p> <p>①新株予約権の目的となる株式の数 39,000株</p> <p>②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,284円</p> <p>③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,715.20円</p> <p>(2) 平成17年7月1日発行の新株予約権</p> <p>①新株予約権の目的となる株式の数 224,500株</p> <p>②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり2,319円</p> <p>③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,715.20円</p> <p>(3) 平成18年9月11日発行の新株予約権</p> <p>①新株予約権の目的となる株式の数 392,500株</p> <p>②新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり3,282円</p> <p>③新株予約権が存在する期間の期中平均株価 1,715.20円</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成20年10月24日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載または記録された株主（実質株主を含む）もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（第2四半期末）をおこなうことを次のとおり決議しました。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 配当財産の種類および帳簿価額の総額 | 金銭による配当 総額 5,057百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | 1株当たり26円 |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | 平成20年11月28日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年1月29日

株式会社野村総合研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 朋弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。